

# 時間外労働 休日労働 に関する協定届

様式第9号（第17条関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）		
貨物自動車運送事業							
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間 1日 時間	延長することができる時間		期 間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）	
① 下記②に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため（詳細は別添協定書記載のとおり）	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週 時間 1日 時間	別添協定書記載のとおり		平成 年 月 日 から1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	同上	1週 時間 1日 時間	同上		同上
①②のうち制限開始日が月の初日（起算日）となるように育児・介護休業法上の時間外労働の制限を請求した労働者	同上	同上	同上	1週 時間 1日 時間	同上		同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることのできる休日並びに始業及び終業の時刻		期 間
需要の季節的な増大等に対処するため（詳細は別添協定書記載のとおり）		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週1日 国民の休日	別添協定書記載のとおり		平成 年 月 日 から1年間

協定の成立年月日 平成 年 月 日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職氏名

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

平成 年 月 日

使用者職氏名

印

労働基準監督署長 殿

（別 添）

# 時間外労働及び休日労働に関する協定書

（以下〔甲〕という。）と  
（以下〔乙〕という。）は、労働基

準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 （満18歳以上の者）	延長することができる時間			期 間
				1日	1日を超える一定の期間 （起算日）		
					2週 （ ）	1箇月 （ ）	
① 下記②に該当しない労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため</li> <li>・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため</li> <li>・当面の人員不足に対処するため</li> </ul>	自動車運転者				平成 年 月 日 から 1年間	
		荷役作業員					
		自動車整備士					
		毎月の精算事務のため	事務員				
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需要の季節的な増大及び突発的な発注の変更に対処するため</li> <li>・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため</li> <li>・当面の人員不足に対処するため</li> </ul>	自動車運転者				平成 年 月 日 から 1年間	
		荷役作業員					
		自動車整備士					
		毎月の精算事務のため	事務員				

①②のうち 制限開始日 が月の初日 (起算日) となるよう に育児・介 護休業法上 の時間外労 働の制限を 請求した労 働者	・需要の季節的な 増大及び突発的な 発注の変更に対処 するため	自動車運転者						平成 年 月 日 から 1年間
	・一時的な道路事 情の変化等によっ て到着時刻に遅延 が生ずるため	荷役作業員						
	・当面の人員不足 に対処するため	自動車整備士						
	毎月の精算事務の ため	事務員						

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

3 上表中の育児・介護休業法上の時間外労働の制限を請求することができる者は、小学校就学前の子の養育又は要介護状態の家族の介護を行う労働者とする(日々雇い入れられる者を除く)。ただし、次の労働者を除く。

- (1) 甲に継続して雇用された期間が1年に満たない労働者
- (2) 配偶者が常態としてその子を養育することができる認められる労働者(育児を行う労働者のみ)
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者

なお、制限の請求は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、その開始の日及び終了の日を明らかにして、制限開始予定日の1か月前までに書面を甲に提出して行うものとする。

第3条 甲は、就業規則第 条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者		・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び就業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	平成 年 月 日から1年間
	荷役作業員		・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前 時 ・終業時刻 午後 時	
	自動車整備士			平成 年 月 日から1年間
毎月の精算事務のため	事務員			

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める

1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも平成 年 月 日とする。

2 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの1年間とする。

平成 年 月 日

使用者職氏名 印

労働者代表職氏名 印